

交渉等情報（4）

平成 29 年 12 月 18 日

各所属長 様

行政管理課長

退職手当に関する交渉の結果等について

平成 29 年 12 月 15 日（金）に高知県職員労働組合へ文書による回答、同月 17 日（日）に総務部長交渉及び副知事交渉を行いました。

交渉の結果及び今後の対応について、下記のとおりお知らせします。

記

第 1 交渉結果及び今後の対応

ご理解いただけるよう努めましたが、妥結に至りませんでした。

退職手当制度については、国家公務員の制度に準ずるという基本的な考え方に基づき、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるため、次の内容により、今議会に条例案を提案する。

1 退職手当条例の改正

（1）改正内容

ア 退職手当の計算における調整率を 83.7/100 に引下げ
現行 87/100 → 83.7/100 (△3.3/100)

【退職手当の計算方法】

退職手当 = 基本額 (退職日の給料の月額 × 退職理由別支給率 × 調整率) + 退職手当調整額

現行 87/100 → 83.7/100 (△3.3/100)

イ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年高知県条例第 9 号。以下「平成 18 年改正条例」という。）の経過措置の改正

退職時において算定した退職手当の額と比較する平成 18 年改正条例の施行期日（平成 18 年 4 月 1 日）の前日に現に退職した理由と同一の理由で退職したと仮定して算定する退職手当の額についても、同様に調整率を引き下げる。

（2）施行期日

平成 30 年 2 月 1 日

(3) 改正条例議案の議会への提案
今議会において追加提案

第2 交渉における主な回答等

●制度について

- ・退職手当を含めた地方公務員の給与制度については、公務としての近似性・類似性を重視して均衡の原則を適用し、人事院等の専門的な体制によって制度設計されている国家公務員の給与制度を基本とすべきもの。
- ・国家公務員の退職手当については、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解を踏まえ、官民均衡を図るために設けられている調整率の改正により、平成30年1月1日から調整率の引下げを行うこととし、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案が平成29年12月8日に可決・成立したところ。
- ・地方公務員の退職手当については、各地方公共団体において地方公務員法の趣旨を踏まえ、今般の国家公務員の退職手当制度の見直しに準じて適切な措置を講ずる必要がある。

●退職手当の見直しについて

- ・退職手当の見直しについては、県民の皆さまの福祉の向上や県経済の活性化などのために長年勤めてこられた職員にとっては、大変厳しい内容であると考えている。
- ・一方で、職員の給与については、県民の皆さまの理解が得られるものでなければならず、退職手当については国家公務員の制度に準ずる必要がある。
- ・このことから、国家公務員に対する措置と同様に退職手当の調整率を引き下げたい。

●施行期日について

- ・退職手当の見直しを来年度から実施する場合、今年度末に退職する職員に対し、国家公務員の支給基準を上回る退職手当を支給することとなり、このことは県民の皆さまの理解が得られないと考え、年度内に施行せざるを得ない。
- ・その上で、年度内の施行期日を検討したが、退職を予定している職員に対する周知期間を一定確保する必要があることから、国家公務員と同日の1月1日は施行期日として適当ではない。
- ・前回の見直し時に発生した施行期日前の退職（いわゆる駆け込み退職）については、欠員を生じることによる業務への影響（県民への不利益）や、退職した者の業務を引継ぐ職員の負担増を避ける必要があることから、最大限避けるべき。
- ・今回の手当の見直しによる減額と月額給与（概算）を比較したところ、駆け込み退職が発生するおそれがあることから、3月1日は施行期日として適当ではない。

- ・以上の検討から、施行期日は平成30年2月1日が適当と判断したもの。

- 駆け込み退職者の再任用の取扱いについて

- ・再任用選考考査の合格者が施行期日前に退職した場合は、年度末での定年退職という受験資格を満たしていないことから、合格を取り消すこととなる。
- ・そのうえで、その職員を対象に改めて再任用選考考査を実施することとしたい。

- 退職時特別昇給について

- ・退職時特別昇給は県民からの批判があり、平成17年に廃止したもの。
- ・県民の理解が得られないため措置することは困難。

- 調整額の引上げ（国と同額へ）について

- ・国は、平均4%の俸給表の引下げ等を含む「給与制度の総合的見直し」を平成27年に実施しているが、当該見直しが退職手当額に影響を及ぼさないよう調整額の引上げを実施しているもの。
- ・「給与制度の総合的見直し」を実施していない本県において、調整額のみ国と同額に引き上げることが、国の措置を上回ることとなるため困難。

- 経過措置について

- ・今回は引下げ幅が比較的小さいため、国は経過措置を設けず実施。
- ・本県の退職手当の制度は国準拠としている中で、独自に経過措置を設けることは困難。

退職手当支給率(退職理由別支給率×調整率)の新旧対照表

勤続 年数	定年・勸奨等		自己都合		整理・公務死傷病		勤務公署移転等		公務外傷病その他	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
年										
1	0.87	0.837	0.522	0.5022	1.305	1.2555	1.0875	1.04625	0.87	0.837
2	1.74	1.674	1.044	1.0044	2.61	2.511	2.175	2.0925	1.74	1.674
3	2.61	2.511	1.566	1.5066	3.915	3.7665	3.2625	3.13875	2.61	2.511
4	3.48	3.348	2.088	2.0088	5.22	5.022	4.35	4.185	3.48	3.348
5	4.35	4.185	2.61	2.511	6.525	6.2775	5.4375	5.23125	4.35	4.185
6	5.22	5.022	3.132	3.0132	7.83	7.533	6.525	6.2775	5.22	5.022
7	6.09	5.859	3.654	3.5154	9.135	8.7885	7.6125	7.32375	6.09	5.859
8	6.96	6.696	4.176	4.0176	10.44	10.044	8.7	8.37	6.96	6.696
9	7.83	7.533	4.698	4.5198	11.745	11.2995	9.7875	9.41625	7.83	7.533
10	8.7	8.37	5.22	5.022	13.05	12.555	10.875	10.4625	8.7	8.37
11	12.07125	11.613375	7.7256	7.43256	14.4855	13.93605	12.07125	11.613375	9.657	9.2907
12	13.2675	12.76425	8.4912	8.16912	15.921	15.3171	13.2675	12.76425	10.614	10.2114
13	14.46375	13.915125	9.2568	8.90568	17.3565	16.69815	14.46375	13.915125	11.571	11.1321
14	15.66	15.066	10.0224	9.64224	18.792	18.0792	15.66	15.066	12.528	12.0528
15	16.85625	16.216875	10.788	10.3788	20.2275	19.46025	16.85625	16.216875	13.485	12.9735
16	18.59625	17.890875	13.3893	12.88143	21.663	20.8413	18.59625	17.890875	14.877	14.3127
17	20.33625	19.564875	14.6421	14.08671	23.0985	22.22235	20.33625	19.564875	16.269	15.6519
18	22.07625	21.238875	15.8949	15.29199	24.534	23.6034	22.07625	21.238875	17.661	16.9911
19	23.81625	22.912875	17.1477	16.49727	25.9695	24.98445	23.81625	22.912875	19.053	18.3303
20	25.55625	24.586875	20.445	19.6695	27.405	26.3655	25.55625	24.586875	20.445	19.6695
21	27.29625	26.260875	22.185	21.3435	28.8405	27.74655	27.29625	26.260875	22.185	21.3435
22	29.03625	27.934875	23.925	23.0175	30.276	29.1276	29.03625	27.934875	23.925	23.0175
23	30.77625	29.608875	25.665	24.6915	31.7115	30.50865	30.77625	29.608875	25.665	24.6915
24	32.51625	31.282875	27.405	26.3655	33.147	31.8897	32.51625	31.282875	27.405	26.3655
25	34.5825	33.27075	29.145	28.0395	34.5825	33.27075	34.5825	33.27075	29.145	28.0395
26	36.1485	34.77735	30.537	29.3787	36.1485	34.77735	36.1485	34.77735	30.537	29.3787
27	37.7145	36.28395	31.929	30.7179	37.7145	36.28395	37.7145	36.28395	31.929	30.7179
28	39.2805	37.79055	33.321	32.0571	39.2805	37.79055	39.2805	37.79055	33.321	32.0571
29	40.8465	39.29715	34.713	33.3963	40.8465	39.29715	40.8465	39.29715	34.713	33.3963
30	42.4125	40.80375	36.105	34.7355	42.4125	40.80375	42.4125	40.80375	36.105	34.7355
31	43.9785	42.31035	37.149	35.7399	43.9785	42.31035	43.9785	42.31035	37.149	35.7399
32	45.5445	43.81695	38.193	36.7443	45.5445	43.81695	45.5445	43.81695	38.193	36.7443
33	47.1105	45.32355	39.237	37.7487	47.1105	45.32355	47.1105	45.32355	39.237	37.7487
34	48.6765	46.83015	40.281	38.7531	48.6765	46.83015	48.6765	46.83015	40.281	38.7531
35	49.59	47.709	41.325	39.7575	49.59	47.709	49.59	47.709	41.325	39.7575
36	49.59	47.709	42.369	40.7619	49.59	47.709	49.59	47.709	42.369	40.7619
37	49.59	47.709	43.413	41.7663	49.59	47.709	49.59	47.709	43.413	41.7663
38	49.59	47.709	44.457	42.7707	49.59	47.709	49.59	47.709	44.457	42.7707
39	49.59	47.709	45.501	43.7751	49.59	47.709	49.59	47.709	45.501	43.7751
40	49.59	47.709	46.545	44.7795	49.59	47.709	49.59	47.709	46.545	44.7795
41	49.59	47.709	47.589	45.7839	49.59	47.709	49.59	47.709	47.589	45.7839
42	49.59	47.709	48.633	46.7883	49.59	47.709	49.59	47.709	48.633	46.7883
43	49.59	47.709	49.59	47.709	49.59	47.709	49.59	47.709	49.59	47.709
44	49.59	47.709	49.59	47.709	49.59	47.709	49.59	47.709	49.59	47.709
45	49.59	47.709	49.59	47.709	49.59	47.709	49.59	47.709	49.59	47.709

注) []の部分、「定年・勸奨等」の勤続年数35年と同率となるもの。